

一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会 代議員の選出について（公告）

一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会
正会員 各位

一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会
選挙管理委員会

一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会（以下、「本会」という。）代議員選出規程（以下、「規程」という。）第3条に基づき、次期代議員候補者の選出を、下記の要領により実施いたします。下記の要領に基づき手続きを行ってください。

なお、次期代議員の任期は、2024年度定時社員総会終結時から2026年度定時社員総会終結時までとなります。

記

1. 被選挙権者

本会定款第6条及び規程第4条により、本公告日における本会正会員を被選挙権者とする。（下段※印参照）

2. 選挙権者

規程第4条により、本公告日における本会正会員を選挙権者とする。（下段※印参照）

3. 代議員の定数

本会定款第6条及び規程第2条により、70名以上130名以内とする。

4. 代議員の立候補の手続き

立候補の届出を行うものは、本会正会員2名の推薦を受け、別紙の代議員立候補届出書に必要事項を記入の上、**2024年5月15日（水）（必着）5月29日（水）（必着）**までに、選挙管理委員会宛に郵送により届け出るものとする。

5. 選出

規程第3条(2)に基づき、立候補の届出をした者が代議員の定数に満たない場合には、届出を行った者全てを選出するものとする。定数を超えた場合には、届出を行った者全てについて信任投票を行い、信任を受けた者が定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

※定款第11条(1)により、本会正会員会費を2ヵ年以上滞納すると、退会したものとみなされ、その時点で、選挙権、被選挙権とも喪失することとなります。本公告日において会費が2ヵ年以上滞納されていたら、2024年5月15日までに未納分の会費を納入頂きますようお願い申し上げます。

郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル 401
一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会 選挙管理委員会 宛
郵送方法：レターパックもしくは書留でお送り下さい

＜一般社団法人ジャパンオーラルヘルス学会事務局＞
gakkai23@kokuhoken.or.jp